



VOL.90

トクちゃん新聞

11月号

弥生もデータ取込
サービス開始♪



平成26年11月11日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

◆相続税法改正

担当: 徳野



ご存知のように相続税の基礎控除が現行の6割に圧縮されます。**対策商品を扱う業界にとっては追い風**です。定番の対策商品としてアパート建築がありますが、**アパートを建てて完了...ではなく、アパート経営がもれなくついて来ます**。まわりから見るほどアパート経営は楽ではありません。こんなはずではなかった...とならないように、アパートに限らず対策商品の案内があつてご興味を持たれた場合、**一度弊社までご相談ください**。有効なアドバイスの有無はともかく、ワンクッションとれて**冷静に判断が出来る**のではないのでしょうか。



◆販促ツールのフロ



先日、あるリストの企業さんへDMをお送りしましたが**反響ゼロ**でした。**販促ツールコンサルタント「はたぼう」さん**とご縁があり、いくつかアドバイスを頂戴しました。大きなのは次の2点。

- ①あいさつ文を入れる。あいさつはコミュニケーションの基本。
- ②HPと連動する。DMだけで伝えたい情報を伝えきるのはムリ。

アドバイスを参考に再度お送りしますと**見事に反響**がありました。すごいものです。販促コンサル「はたぼう」さんにご興味ある方は弊社までご連絡ください。

◆今話題のエボラウイルス出血熱とはどんな病気？

担当: 小林



10月27日、リベリアから帰国した男性が、**エボラ出血熱**に感染した疑いをもたれて、話題となりました。検査結果は陰性だったとのことですが、いつ日本に上陸してもおかしくないと言われています。

エボラ出血熱とは、エボラウイルスによる感染症で、**感染すると2~21日(通常は7~10日)の潜伏期**の後、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状がでできます。初期症状は風邪に似ていますが、悪化すると、致死率50%を超えるといわれています。

感染経路ですが、**一般的に症状のない患者からは感染せず、空気感染もしません**。

症状が出ている患者の血液や分泌物、吐物、排せつ物等に、十分な防護なしに触れた際に、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することによって感染します。

治療法についてですが、富士フィルムの傘下企業の富山化学工業が開発したインフルエンザ治療薬『**ファビピラビル**』が、実際に患者に投与され、回復したという事例があります。

また、血清やワクチンの開発についても、期待されています。

厚生労働省ホームページにも、詳細な内容や水際対策、Q&Aが出ていますので、ご参考にしてください。

厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>



◆早いものでもう11月です。

担当: 北岡



早いもので12月の平成27年度税制改正大綱発表までもう2か月をきりました。

そこで9月に発表された各省庁の主な税制改正要望をまとめてみました。

- ・法人実効税率の引き下げ 平成27年度から数年で**20%台まで引き下げ** (現行およそ36%)
- ・中小企業者等の**法人税率の特例の拡充** (現行課税所得年800万以下の部分15%)
- ・中小企業者の**事業承継税制の拡充**
(事業用資産を後継者に生前贈与した場合における**相続時の納税負担軽減措置**の創設)
- ・非上場株式等の**贈与税の納税猶予制度**
(先代存命中の2代目→3代目再贈与時の**2代目納税義務の免除**)
- ・**住宅取得資金贈与の非課税枠**を現行の1,000万円から、最高**3,000万円へ引き上げ**
- ・**教育資金一括贈与の非課税特例**の延長・拡大



さてどうなるのか見守っていきましょう。

◆ 税務スケジュール(11月)



11月10日(月)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)

12月1日(月)

- ・9月決算法人 確定申告
- ・3月決算法人 中間(予定)申告
- ・12月3月6月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・10月分社会保険料
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)
- ・個人事業税 第2期分

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

生命保険料控除
一般・年金・介護医療

地震保険料控除
地震・旧長期

弊社より**確定申告用資料袋**が届いている方は資料をつぎつぎ
放り込んで下さいね。



担当：
廣島



◆ YAYOI SMART CONNECT

弥生(株)より「YAYOI SMART CONNECT」というサービスが始まりました。
今まで、「MoneyLook for 弥生」というツールを利用して預金明細を取込み
仕訳に自動変換することができましたが、今回の「YAYOI SMART CONNECT」では
**預金明細の他にクレジットカードやICカード、スマホアプリで入力した内容等も仕訳へ
自動変換できるようになります。**

弥生会計15においては、12月中にあるオンラインアップデートにより、このサービスを利用
することができます。ただし、法人名義の預金については、各銀行のネットバンキングの
仕様により、自動取込ができない場合があります。この時は、ネットバンキングより
CSVデータを出力し、そのCSVデータを利用して弥生会計へ取り込みを行います。
ご興味がありましたら、弊社までお問い合わせくださいませ。



担当：岡村



◆ 少額減価償却資産の特例

「30万円未満の資産は即時に全額経費にできます。」

- 青色申告者である中小企業者等(一定の法人及び個人事業者)が、
- 平成28年3月31日までの間に
- 取得価額が**30万円未満**である減価償却資産を取得し、**事業の用に供した場合には、**
- その事業年度における**取得価額の合計額が300万円(事業年度が1年の場合)まで、**
- **全額損金算入**することが認められています。

<少額の減価償却資産の取扱い>

取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	合計 300 万円以下



担当：池田



◆ 1年たって

担当：北岡



先日、4歳の息子の運動会にに行ってきました。
1年前の3歳児クラスの時ダンスの時はみんな
突っ立っているだけ、徒競走の時は走らない子もい
ましたが1年たった今年、ちゃんと踊ったり走っ
たり玉入れができるようになってました。
ちなみに息子は徒競走で1着になってくれました。
親である僕も1年で確実な成長をみせてくれた息
子に負けないようにがんばりたいものです。
楽しかった運動会ですがただ1つの心残りは、台
風の影響で午前で打ち切りになり、お弁当が食べ
られなかったことでした.....



◆ 今月のクイズ

担当：廣島



問 確定申告の医療費控除で控除できる医療費は、
以下のうちどれでしょう？

- ① 医師に払った治療の対価
- ② 医師に払った謝礼金
- ③ ほくろの除去費用
- ④ 風邪の治療のための風邪薬代

-こたえ- → → → ① と ④

医療費控除の対象になる医療費は、**診療又は治療を受け
るために直接必要な費用**・治療又は療養に必要な医薬品
の購入などのうち、一般的な水準を超えない金額です。
(その他にも対象になる医療費があります。) **容姿を美しく
するための費用**は治療のための費用といえないので、③
は**医療費控除の対象になりません。**